

無形文化遺産部会の設置について

令和 6 年 4 月 1 6 日
文 化 審 議 会

1. 設置の趣旨

文化審議会令（平成 1 2 年 6 月 7 日政令第 2 8 1 号）第 6 条第 1 項及び文化審議会運営規則（平成 2 3 年 6 月 1 日文化審議会決定）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記 2. に関する調査審議を行うため、文化審議会に無形文化遺産部会を設置する。

2. 調査審議事項

- （1）無形文化遺産の保護に関する条約（以下「無形文化遺産保護条約」という。）の実施に関し、文化庁として講ずべき施策に関する基本的事項
- （2）無形文化遺産保護条約第 1 6 条等に基づき、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表、緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表、本条約の原則及び目的を最も反映している、無形文化遺産を保護するための計画、事業及び活動に記載・選定されることが適当と思われる我が国の無形文化遺産、無形文化遺産を保護するための計画、事業及び活動の候補に関する事項
- （3）その他、無形文化遺産保護条約の実施に関し必要な事項

3. 部会の議決

文化審議会令第 6 条第 6 項及び文化審議会運営規則第 4 条第 3 項に基づき、上記 2. に掲げる事項については、無形文化遺産部会の議決をもって審議会の議決とする。

ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

4. 構成

文化審議会令第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が指名する委員、臨時委員により構成する。

文化審議会第 8 期無形文化遺産部会 委員名簿

(令和 6 年 4 月 1 6 日現在)

(正委員)

野嶋 洋子	アジア太平洋無形文化遺産研究センター研究担当室長
松田 陽	東京大学准教授

(臨時委員)

井上 治	嵯峨美術大学教授
今井 陽子	国立工芸館主任研究員
大林賢太郎	京都芸術大学教授
大谷津早苗	昭和女子大学教授
笠嶋 忠幸	出光美術館学芸部次長・上席学芸員
久保田裕道	東京文化財研究所 無形文化遺産部無形民俗文化財研究室長
黒川 廣子	東京藝術大学美術館教授
竹内由紀子	女子栄養大学栄養学部准教授
宮田 繁幸	東京福祉大学留学生教育センター特任教授

文化審議会無形文化遺産部会運営規則（案）

（令和六年七月 日文化審議会無形文化遺産部会決定）

文化審議会運営規則（平成二十三年六月一日文化審議会決定）第四条第五項の規定に基づき、文化審議会無形文化遺産部会運営規則を次のように定める。

（総則）

第一条 文化審議会無形文化遺産部会（以下「部会」という。）の議事の手続きその他部会の運営に関し必要な事項は、文化審議会令（平成十二年政令第二百八十一号）及び文化審議会運営規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の公開）

第二条 部会の会議は公開して行う。ただし、特別の事情により部会が必要と認めるときは、この限りでない。

2 部会の会議の公開の手続その他部会の会議の公開に関し必要な事項は、別に部会長が部会に諮って定める。
（守秘義務及び利益相反）

第三条 部会に属する委員、臨時委員及び専門委員は、それぞれ調査審議の過程において取得した一切の情報を、口頭及びその他の手段を用いて漏らしてはならない。ただし、当該案件の議決後に公表された情報についてはこの限りではない。

2 委員、臨時委員及び専門委員は、無形文化遺産保護条約第十六条等に基づき、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表、緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表、本条約の原則及び目的を最も反映している、

無形文化遺産を保護するための計画、事業及び活動の候補を選定されることが適当と思われる我が国の無形文化遺産、無形文化遺産を保護するための計画、事業及び活動の候補を選定する際、当該候補について自己が利害関係を有する案件については、議決権を行使することができない。

（雑則）

第四条 文化審議会運営規則第二条第二項の規定は、部会にこれを準用する。

第五条 部会は、その調査審議事項に関し、必要があると認めるときは、当該事項に関係がある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第六条 この規則に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この規則は、部会の決定の日（令和六年七月 日）から施行する。

文化審議会無形文化遺産部会の会議の公開について（案）

（令和6年7月 日文化審議会無形文化遺産部会決定）

文化審議会無形文化遺産部会（以下「部会」という。）の会議の公開については、文化審議会無形文化遺産部会運営規則（令和6年7月 日文化審議会無形文化遺産部会決定）第二条第一項に定めるもののほか、下記により取り扱うものとする。

（会議の公開）

1. 部会の会議は、公開とする。ただし、次の（１）から（３）までの案件を審議する場合を除く。
 - （１） 部会長の選任その他人事に係る案件
 - （２） 無形文化遺産部会の設置について（令和6年4月16日文化審議会決定） 2. 調査審議事項（２）により、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表、緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表、本条約の原則及び目的を最も反映している、無形文化遺産を保護するための計画、事業及び活動に記載・選定されることが適当と思われる我が国の無形文化遺産、無形文化遺産を保護するための計画、事業及び活動の候補の調査審議に係る案件
 - （３） 上記のほか、部会長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める案件その他正当な理由があると認める案件
2. 会議を公開する場合には、会議の日時、場所及び議事を原則として会議開催日の1週間前の日（1週間前の日が行政機関の休日の場合は、その直前の行政機関の休日でない日とする。）までに文化庁ホームページに掲載するとともに文部科学省大臣官房総務課広報室に掲示する。

（会議の傍聴）

3. 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文化庁文化資源活用課（以下「事務局」という。）の定める手続により登録を受けなければならない。ただし、会議を傍聴することができる者は、原則として受付の順序に従って事務局が許可する人数とする。
4. 3. の登録を受けた者（以下「登録傍聴人」という。）は、議事の円滑な進行の妨げとならない範囲内で、テレビカメラ等による撮影、録画又は録音をすることができる。ただし、部会長が議事の円滑な進行に支障を生ずるおそれがあると判断する場合は、この限りでない。
5. 登録傍聴人は、4. に定めることのほか、議事の進行を妨げる行為をしてはならない。議事の円滑な進行に支障を生ずる行為を行う者に対しては、部会長は退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

（議事録の公開）

6. 議事録は公開とする。ただし、1. ただし書に掲げる案件の議事録は非公開とし、この部分の議事要旨を作成し、これを公開するものとする。なお、この場合において、1. ただし書の（３）に該当する案件については、議事録を非公開とする理由を議事要旨に明記するものとする。

（会議資料の公開）

7. 会議資料は公開とする。ただし、1. ただし書に掲げる案件の会議資料は非公開とする。

ユネスコ無形文化遺産の保護に関する条約への対応について

平成 15 年（2003 年）に誕生したユネスコ無形文化遺産の保護に関する条約は、平成 18 年（2006 年）に発効して以来、15 年が経過した。現在、締約国数は 180 か国を数え、本条約に基づき作成されている各種一覧表への登録件数も増加し、各国における無形文化遺産に対する認知や、無形文化遺産保護の重要性に関する認識の向上が図られてきている。その一方で、各国から提出される各種一覧表への提案書件数がユネスコにおける審査可能件数を超過し、また、一覧表間での提案・登録数の不均衡など、本条約の運用面で様々な課題も生じている。こうした課題に対処し、本条約が本来の趣旨に見合った機能を発揮するよう、各種一覧表への登録メカニズムについて、締約国の間で運用見直しの議論が現在進行中である。

日本は、こうした本条約の運用面にも積極的に関わりつつ、日本からの登録に関しては、これまで「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」への登録を推進してきた。登録にあたっては、これまでも随時ユネスコにおける審査の方法や動向の変化に応じた方針をもって対応してきたところである。

今般、現行の対応方針の下での日本からの登録の進捗を受け、改めて下記 1. の本条約の趣旨や原則等を考慮した上で、ユネスコにおける審査の状況や日本国内における文化財保護を巡る新たな動きも踏まえ、今後の日本からの各種一覧表への提案については、下記 2. に沿って対応することが適切である。

この方針は、「ユネスコ無形文化遺産の保護に関する条約への対応について」

（平成２０年７月３０日文化庁）及び、「ユネスコ無形文化遺産への当面の対応－「来訪神」以降の対応について－」（平成２９年２月２２日文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会決定）に代わるものとし、今後も、ユネスコにおける本条約の運用見直しの議論の進捗や国内における保護の状況等を踏まえ、随時見直していくものとする。

１．無形文化遺産の保護に関する条約の趣旨について

（１）無形文化遺産の保護に関する条約の目的

無形文化遺産の保護に関する条約は、各国において無形文化遺産が認知され、尊重され、その保護が促進されることを目的としている。本条約の第１条には、以下の目的が明記されている。

- ・ 無形文化遺産の保護
- ・ コミュニティが無形文化遺産を尊重することの確保
- ・ 無形文化遺産やその重要性の相互評価・重要性に関する意識向上
- ・ 国際的な協力・援助の規定

（２）各種一覧表の役割

上記の目的を達成する手段の一つとして、本条約においては次のとおり無形文化遺産に関する各種一覧表を作成することが規定されている。

- ・ 「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」（第１６条）

（目的） 無形文化遺産の認知やその重要性に関する意識向上
文化多様性や対話の奨励

- ・ 「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」（第１７条）

（目的） 緊急に保護する必要がある無形文化遺産の適当な保護措置

- ・ 「無形文化遺産の保護のための計画、事業及び活動」（第１８条）

（目的） グッド・プラクティスの共有を通じた無形文化遺産の保護

（３）各種一覧表作成にあたっての原則

無形文化遺産は、人が体現するものであり、伝承するコミュニティにとっては各々の無形文化遺産が等しく重要なものであることから、本条約においては、無形文化遺産相互の間に価値の上下はないことが前提となっている。

このことから、上記の各種一覧表作成にあたっては、無形文化遺産全体の認知やその重要性の意識向上、さらに文化多様性の尊重に資するか、また、記載によって無形文化遺産を通じた対話が奨励されるか、といった基準により一覧表への記載にふさわしいかどうか判断される（運用指示書Ⅰ.2）。個別の無形文化遺産の独自性やオリジナリティ、他と比較した優位性は評価の対象とならず、むしろ本条約における無形文化遺産の捉え方に沿わないとされる。また、人が体現する以上、無形文化遺産も時代や社会の変化に応じて変化するものの認識に立っている。

（４）ユネスコにおける近年の動向

本条約の発効後、初めて各国からの提案に基づく各種一覧表への登録が行われた平成21年（2009年）は、まだ審査件数に上限が設けられていなかったが、事務局や審査側の人的体制の制約により、翌年以降限られた件数のみ審査が行われるようになった。現在では、年間の審査可能件数は50～60件で推移しており、登録案件のない国等を優先するため、日本の提案は2年に1件審査されるペースとなっている。また、平成27年（2015年）の登録からは、それまで本条約の政府間委員会が一部自ら行ってきた審査を、中立の立場の専門家・専門的機関から構成される「評価機関」が行うこととなり、より専門的な観点から審査が精緻化・厳格化する傾向にある。

2. 今後の対応について

（１）基本的な考え方

日本は、本条約の運用の核を担う政府間委員会の委員国にも3度就任するなど、条約の運用にも深く関わってきた。引き続き、国内における無形の文化財の保護に関する経験や実績を活用し、世界における無形文化遺産の保護推薦等への貢献として、本条約の運用全体や各国との協力・交流に積極的な役割を果たしていくことが望ましい。

本条約の運用の中で、国内外の関心が高い一覧表への登録については、上記1. を踏まえ、日本文化の独自性等に関する一方的な発信にとどまらず、本条約の目的全体への貢献を念頭に、以下の観点を重視しながら提案案件の選考を行っていく。

- ・文化多様性の尊重への貢献
- ・国内における無形の文化財の保護に関する様々な経験や実績の各国への共有
- ・無形文化遺産を通じた国際的な対話・交流の促進

(2) 具体的な対応

以上を踏まえ、無形文化遺産の伝承者(コミュニティ)の意思を尊重しつつ、今後は、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」のみならず、分野によっては「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」や「無形文化遺産の保護のための計画、事業及び活動」(グッド・プラクティス)への登録や、条件が整えば国際的な共同提案についても視野に含めて検討していくことが望ましい。

現時点でユネスコへの提案に向けた具体的な取組や調査等が進捗している案件(いずれも「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」への登録)については、以下のとおり。

(ア) 国の指定・選定に係る「重要無形文化財」、「重要無形民俗文化財」、「選定保存技術」

文化財保護法に基づき国が指定・選定する「重要無形文化財」、「重要無形民俗文化財」、「選定保存技術」については、引き続きユネスコへの提案を推進していく。その際、ユネスコにおける審査件数の制約が依然として厳しい状況にあることに鑑み、引き続き同じ分野の文化財をグループ化するなどの工夫を考慮した上で提案する。

なお、現行の対応方針の下、過去にユネスコに提案したものの未審査のままの案件について優先的に提案を検討してきた結果、5件中1件が「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に登録され、1件が現在提案中となっている。

残る3件（「諸鈍芝居」、「多良間の豊年祭」、「木造彫刻修理」）については、グループ化する対象となる行事の文化財指定が十分に進んでいないと考えられることや提案対象の範囲確定により時間を要するなどの課題が明らかとなってきたため、まずはこうした課題について引き続き検討し、ユネスコ登録に向けた適切なグループ化が可能となった時点で具体的な提案について検討していく。

このほか、国指定重要無形民俗文化財となっている全国の「神楽」など、ユネスコ登録を目指して様々な活動が行われているものもある。こうした動きについても、保護措置や適切なグループ化がなされ得るかといった点を見極めつつ、今後の提案候補として検討対象に含めていくことが適切である。

（イ）生活文化

茶道、華道、書道、食文化、和装、盆栽などの生活文化については、過疎化や急速な少子高齢化等による担い手不足などの理由により、存続の危ぶまれる事態が増えていることを背景として、今般、文化財保護法が改正され、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度が新設された。この改正により、新たに生活文化も文化財保護法による保護の対象として位置づけられることとなった。登録を通して、登録対象や担い手の範囲、保護措置などが明確化される。

本条約の趣旨を踏まえ、条約における無形文化遺産の定義の広さに鑑み、ま

た、日本の文化の多様性や深みを世界に広く発信していく観点からも、今後、文化財保護法上登録された生活文化のうち、ふさわしいものについてユネスコへの提案対象として検討していくことが適切である。

こうした生活文化について、登録対象や担い手の範囲の特定、次世代へ継承していくための保護措置などが、ユネスコの登録基準に照らしても十分な準備が整っているかを見極めつつ、具体的な提案に向けて検討していく。